

## ながおか・若者・しごと機構規約

### (名称)

第1条 この機構は、ながおか・若者・しごと機構（以下「本機構」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本機構は、主たる事務所を新潟県長岡市大手通2丁目4番地4に置く。

### (目的)

第3条 本機構は、長岡版総合戦略（長岡リジュベネーション～長岡若返り戦略～）に基づき、若者を主体とした組織体制の下、産業界、教育機関、金融機関、行政機関等が一体となって若者を支え、若者及びこれらの機関が相互に連携・協力して地域における創意工夫を生かした取組を実施できる体制の充実強化を図るとともに、当該取組を総合的かつ効果的に行うことにより、若者の定着に資する魅力と活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 若者と企業に関する情報の調査研究
- (2) 若者の交流活動及び若者が主体となって取り組むまちづくり活動に対する支援
- (3) 若者の市内の教育機関への進学、市内での就業及び市内における定住の促進
- (4) 市内の企業及び産業並びに学校の魅力の向上
- (5) 若者の起業・創業の気運醸成
- (6) ながおか若者会議の活動に対する支援
- (7) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

### (組織)

第5条 本機構は、次条に規定する役員及び第10条に規定する参画機関をもって組織する。

### (役員)

第6条 本機構に次の各号に掲げる役員を置き、その員数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事 5人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 役員は、参画機関の会議において選任する。
  - 3 理事のうちから、代表理事及び副代表理事を各1人置き、それぞれ参画機関の決議により定める。
  - 4 監事は、本機構の理事を兼ねることができない。

### (役員任期)

第7条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 増員により選任された役員任期は、他の役員残任期間と同一の期間とする。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した役員は、後任の役員が就任するまでの間は、なお役員としてその職務を行う。

### (役員職務)

第8条 代表理事は、本機構を代表するとともに、本機構の業務を執行する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときは、これを代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、本機構の会計を監査したときは、理事会に報告しなければならない。

(理事会)

第9条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会は、次の職務を行う。

(1) 事業計画、収支予算書及びその他の本機構の業務執行の決定に係ること。

(2) 理事の職務の執行の監督

3 理事会は、代表理事が招集する。

4 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

5 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席する会議において、その過半数をもって行う。この場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項前段の場合において代表理事は、理事として議決に加わることができない。

(参画機関)

第10条 参画機関は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

2 参画機関は、次の事項について決議する。

(1) 代表理事、副代表理事、理事、監事及びアドバイザーの選任又は解任

(2) 規約の変更

3 参画機関の会議は、代表理事が招集する。

4 参画機関の構成員は、代表理事に対し、参画機関の会議の目的である事項及び招集の理由を示して、参画機関の会議の招集を求めることができる。

5 参画機関の会議の議長は、会議の都度、出席した者の互選により定めるものとする。

6 参画機関の会議の決議は、議決に加わることができる者の過半数が出席する会議において、その過半数をもって行う。この場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 参画機関は、本機構の業務執行に関し、必要があると認めるときは、理事会に対して意見を述べるることができる。

(アドバイザー)

第11条 本機構に助言機関としてアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について、意見を述べること。

3 アドバイザーの選任、解任及び増員は、参画機関の決議により定める。

(解散)

第12条 本機構は、第3条の目的の達成若しくは実現の不能の場合又は本機構の目的及び事業を承継する社団若しくは財団の設立の場合において解散する。

(会計)

第13条 本機構の予算は、長岡市の補助金その他収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第14条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 本機構の事務局は、長岡市に置く。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(役員の特例)

2 この規約の施行後最初の役員については、第7条の規定にかかわらず、施行日から平成29年3月31日までとする。

(事業計画等の特例)

- 3 この規約の施行後最初の事業年度に係る事業計画及び収支予算書については、第9条の規定にかかわらず、この規約の成立をもって成立するものとする。  
(事業年度の特例)
- 4 この規約の施行後最初の事業年度については、第14条の規定にかかわらず、施行日から平成28年3月31日までとする。  
(設立時理事等)
- 5 本機構の最初の理事等は、別表第2に掲げる者とする。

別表第1 参画機関

長岡技術科学大学
長岡造形大学
長岡大学
長岡工業高等専門学校
クリアヘアモード専門学校
晴陵リハビリテーション学院
晴麗看護学校
中央看護専門学校
長岡介護福祉専門学校あゆみ
長岡看護福祉専門学校
長岡公務員・情報ビジネス専門学校
長岡こども・医療・介護専門学校
長岡こども福祉カレッジ
長岡赤十字看護専門学校
長岡美容専門学校
日本ビジネス公務員専門学校
北陸食育フードカレッジ
北陸福祉保育専門学校
悠久山栄養調理専門学校
長岡商工会議所
長岡地域商工会連合
大光銀行
第四銀行
長岡信用金庫
新潟県信用組合
日本政策金融公庫
北越銀行
長岡公共職業安定所
長岡市

※順序は学（大学、高専、専門学校の順）、産、金、官の分野ごとに五十音順

## 別表第2

### 理事

代表理事	羽賀 友信
副代表理事	渡辺 美子
理事	浅妻 充
理事	阿部 里奈
理事	猪俣 雄大
理事	榎園 早苗
理事	大森 政尚
理事	片桐 康成
理事	佐藤 直記
理事	佐武 拓斗
理事	鈴木 将
理事	高野 真規
理事	高野 桃子
理事	高橋 菜里
理事	永田 香澄
理事	長谷川 直子
理事	山田 里津子

### 監事

監事	松永 辰夫
----	-------

### アドバイザー

アドバイザー	大井 盛久
アドバイザー	土田 勝也
アドバイザー	豊永 有
アドバイザー	樋口 勝博
アドバイザー	鷺尾 達雄